

四日市市告示第 46 号

四日市市特別の理由による任意予防接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市特別の理由による任意予防接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市特別の理由による任意予防接種費用補助金交付要綱(平成29年四日市市告示第134号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限りその効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)